

(別紙)

## 規則の改正と請求審査の厳格化に伴う留意事項

- 1 明細書様式及び施術録様式が変更になります。  
※記載例は別紙を参照して下さい。  
※10月以降に提出する明細書から使用して下さい。また、明細書様式及び施術録様式は宮崎県後期高齢者医療広域連合ホームページからもダウンロードできます。
- 2 請求書の提出は施術した月の翌月15日までに提出して下さい。それ以降に提出された場合、翌々月請求分として取扱います。
- 3 請求書又は明細書に不備がある場合、書類を返戻します。返戻された書類は、修正後に再提出できます。原則、明細書は10月申請分から新様式を使用していただくこととなりますが、12月申請分までは移行期間とし、旧様式でも申請は受け付けます。
- 4 広域連合に登録されている施術者情報（施術所名、住所等）と請求書に記載されている情報が違う場合は助成の対象となりません。施術者情報に変更になる場合は、施術担当者指定変更申請書の提出が必要です。また、施術所の廃止や離職等の場合は、施術担当者辞退届の提出が必要です。  
※今回、広域連合に登録されている全施術者に対し、現在の登録状況を記載しています。登録情報に変更がある場合は、9月28日(金)までに施術担当者指定変更申請書の提出をお願いします。変更申請書及び辞退届や添付が必要な書類等については、宮崎県後期高齢者医療広域連合ホームページでも確認できます。
- 5 不定期で施術録の提出又は閲覧を求めます。  
※施術録については、必ず広域連合が指定している施術録を使用して下さい。
- 6 これまで、助成金は請求月の翌月10日頃にお支払いしていましたが、請求審査を厳格に行うため、10月以降から請求月の翌々月末までの支払いとなります。  
例) 10月施術分 → 11月15日までに請求書類を広域連合に提出  
→ 1月末までに支払い
- 7 規則の規定に違反した場合、指定の取消し又は指定の停止の対象となりますので、規則を熟読していただき、違反がないよう注意して下さい。